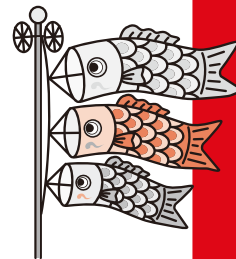


## ★みんなの思いを条例へ★

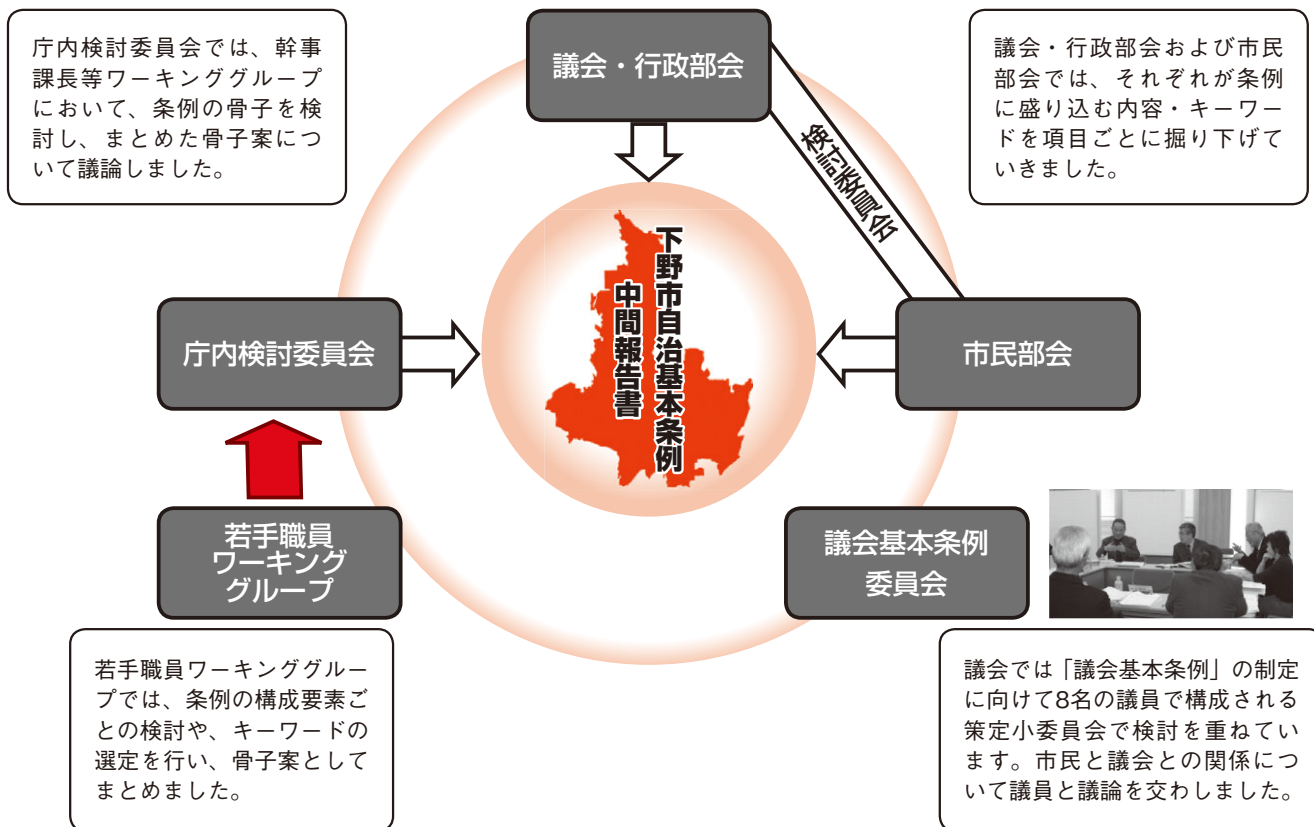
「まちづくりの主体は市民」を基本に、市民も市とともに責任を果たし、地域や市の課題を一緒に考え、一緒に行動し、市民のためのまちをつくっていくことを目指しています。

市民の誰もが「住んでよかった。今後も住み続けたい。子どもにも住み続けてもらいたい。」と思えるまちづくりを進めていくために検討が進められています。

自治基本条例とは、市民が主体となったまちづくりを目指して、自治の基本的理念や市政運営の基本的事項を定めるもので、「自治体の憲法」とも言われています。



### 検討委員会の最近の動きを紹介します



### ●検討委員の声● ～自治基本条例の制定に関心を!!～

自治基本条例はよりよいまちづくりのための有用な道具です。道具ですのでうまく使えば素晴らしいまちづくりができますが、活用しないと無用の長物になってしまいます。3月の検討委員会で市長に中間報告書を提出しました。この報告書を基に5月には市民フォーラムが開催されます。多くの皆様に参加してより良いまちづくりができる、この道具を一緒に作っていきましょう。

### ●検討委員の声● ～中間報告書までの印象～

市民部会と議会・行政部会に分かれてテーマごとに検討しました。「協働の自治運営」について市民団体と意見交換する中で、それぞれが持っている課題を知ることができました。まちづくり活動の課題を肌で感じられました。